

令和5年度農業ビジネス人材育成研修企画運営業務委託仕様書

1 委託事業の目的

異業種と連携しながら、農業をビジネスとして展開できる人材の育成に向けて開設しているみえ農業版MBA養成塾の塾生や就農希望者等を対象として実施する「農業ビジネス人材育成研修」の企画、運営を行う。

2 業務内容

(1) 委託業務名 令和5年度農業ビジネス人材育成研修企画運営業務

(2) 委託期間 契約の日から令和6年3月8日（金）まで

(3) 業務内容

1) 講座の企画

農業経営者として、自らビジネスプランを描ける経営センスを持った人材を養成するため、「農業ビジネス人材育成研修」を次のとおり企画する。（日程は別紙1参照。）

i 対象者 みえ農業版MBA養成塾生、農業大学校生および新規就農希望者。なお、農業経営者、営農指導員、普及指導員等の聴講も可能とする。（15名程度）

ii 実施場所 三重県農業大学校（松阪市嬉野川北町530）およびオンライン会議システム

(ア) 経営学講座（21時間）

下記の講義および演習を企画、運営する。

	科目	内容	時間数
①	実践経営論	農業経営者などから、経営者としての心構えや必要とされるノウハウなどを学ぶ。	3
②	経営戦略	(I) 経営ビジョンや短期・中期の経営プラン策定の意義や必要性、その策定方法を学ぶ。 (II) (I) で習得したノウハウを生かして、自らが目指したい経営ビジョンや短期・中期の経営プランを実際に策定する。 (III) 策定したプランの発表やグループワークを通じて体系的にそれらの策定手法を学ぶ。	9

③	農業簿記基礎	農業簿記の基礎知識や青色申告の方法などを学ぶ。	3
④	財務管理	将来性に基づいた投資判断と資金調達等の基礎とともに、農業経営における会計管理の考え方、財務諸表の見方や活用方法のほか、経営分析や評価から新たな戦略を策定する手法などを学ぶ。	3
⑤	労務管理	人材配置や人材育成の方法等のノウハウに加えて、労務管理の手法について遵守すべき法令を学ぶ。	3

(イ) フードマネジメント講座（6時間）

下記の講義および演習を企画、運営する。

	科目	内容	時間数
①	食品流通	食品の流通や消費の現状、食品流通における鮮度管理や品質保持技術、流通に係るリスク管理とその対策などを学ぶ。	3
②	6次産業化・情報発信	6次産業化の事例や SNS・ホームページ等を活用した発信手法を学ぶ。	3

(ウ) デジタルトランスフォーメーション講座（3時間）

下記の講義および演習を企画、運営する。

	科目	内容	時間数
①	デジタルトランスフォーメーション (DX)	DX の考え方や事例について学ぶ。	3

(エ) 先輩農業者による事例発表及び視察研修（1者（3時間））

県内の先輩農業者による下記内容の事例発表および同農業者への視察研修を企画、運営をする。

事例発表内容：「就農を決意してから現在に至るまでの過程について」

（ただし、新規就農者が就農するにあたり具体的なイメージをもてるよう留意すること）

	科目	内容	時間数
①	視察研修	県内における先輩農業者自身の体験を踏まえた就農事例発表の聴講および視察を通じて、就農にあたっての具体的なイメージについて考える。	3

2) 講座の運営

- ・前項1) で企画した講座について、受講生の募集に向け、SNS 等を活用した情報発信を行うとともに、各講座を円滑に運営する。
- ・講座開催にあたり、第1回開催日の遅くとも30日前までに、開催案内のリーフレット等を作成し、受講者確保に努めること。

(4) 講座企画運営上の留意点

- ・講師については、三重県農業大学校で講義を実施すること。ただし、特別な配慮が必要な場合は、オンライン会議システムなどで講義ができるよう対応すること。
- ・事情により、予定していた講座の開催が急遽不可能となった場合、代替日を設定するなど、担い手支援課と協議のうえ必要な対策を講じること。
- ・カリキュラムの内容、講師の選定にあたっては、県と十分な協議を行うこと。なお、講師については、県内の講師の選定についても配慮すること。
- ・県の運営する検討委員会に出席し、講座内容・運営方法に反映すること。
- ・講義等は、講師が一方向的に講義するものではなく、講師と受講生および受講生間における対話により、知識の習得が図られる内容とすること。
- ・講義等においては、必要なテキスト等を作成すること。
- ・各回の講義等が関係するように、講義等の順序、内容を考慮すること。
- ・講義前後にレポートを提出させる等、講義が充実するような仕組み等を整えること。
- ・講師とは別に、農業大学校と協力して講義の運営、管理を行うコーディネーターを置くこと。
- ・講義を欠席した受講者が別途聴講できるよう、講義映像の録画配信等を行うこと。
- ・講義による受講生の効果や評価を確認できるよう、受講者からのレポートの提出やアンケート調査等を実施するとともに、次年度以降のカリキュラムに反映できる改善点などを提案すること。
- ・受講生からの提出物等は、その都度、農業大学校および県に情報提供すること。
- ・リーフレット作成にあたって、デザイン、文字の校正については担い手支援課と打ち合わせのうえ適切な回数実施すること。
- ・画像やイラスト等の素材を使用する際には、著作権等の問題が発生しないよ

うにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手續等を受託者の負担により行うこと。

(5) 成果品および納入期限

- ① 講座の企画書：講座開催 50 日前までに提出する。
- ② 開催案内（リーフレット等）：講座開催 30 日前までに提出する。
- ③ 業務報告書：講座の企画や運営で使用した資料および概要を記録し、報告書としてまとめたものを令和 6 年 3 月 8 日（金）までに提出する。
*企画書、報告書は、正本 1 部、副本 1 部のほか電子データ（CD-ROM 等）により提出すること。

3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

4 不当介入に係る通報等の義務および義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 発注所属に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

5 個人情報保護

個人情報を取り扱う場合、この委託業務に従事している者もしくは従事していた者等に対して、個人情報の取り扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の規定があるので留意すること。

6 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部 担い手支援課 担い手育成班

TEL : 059-224-2354 FAX : 059-223-1120 E-mail : nakamh29@pref.mie.lg.jp

担当 : 山川、仲森